

# 全火災引報

第576号 令和5年4月

発行元 公益社団法人

全国火薬類保安協会

発行責任者 川崎 勝樹

郵便番号 104-0032

東京都中央区八丁堀4丁目13番5号

電話 03(3553)8762

www.zenkakyo-ex.or.jp

## ● 第34回全国火薬類保安協会理事会の開催

首記理事会が、令和5年2月28日、全国火薬類保安協会においてweb会議方式で開催され、提案された議案は、原案どおり決議承認されました。

### 決議事項

- 第1号議案 第21回総会（臨時）の招集に関する件
- 第2号議案 令和5年度事業計画（案）及び正味財産増減計算書予算（案）の承認に関する件
- 第3号議案 令和5年度資金運用計画の承認に関する件
- 第4号議案 令和5年度常勤役員報酬の支給及び報酬額の同意に関する件

### 報告事項

- 報告1 会長等の業務執行状況報告
- 報告2 業務実施状況報告

連絡事項 令和5年（3月～12月）会議等の予定

## ● 第21回全国火薬類保安協会総会（臨時）の開催

首記総会が、令和5年3月15日、東京都千代田区のアルカディア市ヶ谷において開催され、提案された決議事項は、原案どおり承認されました。

### 決議事項

- 第1号議案 令和5年度事業計画（案）及び正味財産増減計算書予算（案）に関する件

連絡事項 令和5年（5月～12月）会議等の予定

## ● 主要行事予定表

開催年月日	主要行事
令和5. 5. 31	全国会議、試験事務所長会議
未定	手帳制度研修会
5. 29	第35回理事会
6. 14	第22回総会（定時）、第36回理事会
9. 3	甲種・乙種火薬類取扱保安責任者試験、 丙種火薬類製造保安責任者試験（知事試験）
11. 6～7	甲種・乙種火薬類製造保安責任者試験（大臣試験）

## ● 都道府県協会役員・事務局長異動（敬称略）

協会名	役職	新
福岡県火薬類保安協会	事務局長	田中 精一（令和5年4月就任）

## ● 産業火薬類の生産、出荷（販売）、在庫量（経済産業省生産動態統計月報）は経済産業省のホームページ中の統計からご覧ください。

URL [https://www.meti.go.jp/statistics/tyo/seidou/result/ichiran/08\\_seidou.html#menu5](https://www.meti.go.jp/statistics/tyo/seidou/result/ichiran/08_seidou.html#menu5)

## ● 令和5年火薬類関係事故について（3月31日までに報告のあったもの）

総括表（取扱・種類別一覧表）

項目	事故件数	死亡者数		負傷者数	
		件数	計	人数	計
製造中	産業火薬	0	2	0	0
	煙火	1		0	
	がん具煙火	1		0	
消費中	産業火薬	0	3	0	0
	煙火	3		0	
	がん具煙火	0		0	
合計	産業火薬	0	5	0	0
	煙火	4		0	
	がん具煙火	1		0	

※運搬中、貯蔵中、がんろう中、その他事故の事故件数、死亡者数、負傷者数はありません。

※詳細は、弊協会のホームページをご覧ください。

## 講習会開催計画表

- 講習会開催計画表は、都道府県協会からの報告に基づき作成したものです。
- 講習会の確認及び細部計画は、各協会にお問い合わせください。

### 4月講習会予定

保安手帳所持者（産火）保安教育講習		
協会名	日程	開催地
北海道	5	小樽市
北海道	7	旭川市
北海道	7	倶知安町
福島	11	郡山市
北海道	14	札幌市
福島	20	いわき市
愛知	27	名古屋市
山口	28	山口市

従事者手帳所持者保安教育講習		
協会名	日程	開催地
北海道	5	小樽市
北海道	7	旭川市
北海道	7	倶知安町
福島	11	郡山市
福島	20	いわき市
北海道	21	札幌市
山口	27	山口市
東京	28	あきる野市

再教育講習		
協会名	日程	開催地
北海道	10	札幌市
福島	11	郡山市
山口	26	山口市
岩手	26	盛岡市
石川	下旬	金沢市

保安手帳所持者（総合）保安教育講習		
協会名	日程	開催地
三重	2	津市
北海道	6	旭川市
岩手	26	盛岡市

### 5月講習会予定

保安手帳所持者（産火）保安教育講習		
協会名	日程	開催地
福島	11	南相馬市
大阪	12	大阪市
東京	12	中央区
埼玉	15	秩父市
熊本	16	熊本市
福島	16	会津若松市
長野	18	飯田市
福島	18	南会津郡
愛知	23	名古屋市
広島	24	広島市
福島	24	福島市
愛知	25	設楽町
愛知	26	設楽町
愛知	30	岡崎市
福島	30	白河市
山梨	下旬	甲府市
山梨	下旬	甲府市

従事者手帳所持者保安教育講習		
協会名	日程	開催地
高知	10	高知市
北海道	11	えりも町
福島	11	南相馬市
茨城	11	水戸市
大阪	12	大阪市
熊本	16	熊本市
福島	16	会津若松市
福島	18	南会津郡
長野	19	飯田市
東京	21	八王子市
岩手	22	盛岡市
広島	24	広島市
福島	24	福島市
愛知	26	設楽町
福島	30	白河市
山梨	下旬	甲府市

再教育講習		
協会名	日程	開催地
大阪	12	大阪市
愛知	12	名古屋市
熊本	16	熊本市
山梨	下旬	甲府市

保安手帳所持者（煙火）保安教育講習		
協会名	日程	開催地
茨城	11	水戸市
兵庫	23	たつの市

保安手帳所持者（総合）保安教育講習		
協会名	日程	開催地
北海道	26	函館市

◆発破作業、あせらずあわてず確実に

◆気を抜くな 扱う相手は 火薬類

● **火薬類取締法施行規則の改正について**（用語の定義に「蓄電所」を追加）

○ **経済産業省第十一号**（抜粋）

（略）安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令を次のように定める。

令和五年三月二十八日 経済産業大臣 西村 康稔

**第十一条** 火薬類取締法施行規則（昭和二十五年通商産業省令第八十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

（施行日 令和5年4月1日）

改正後	改正前
（用語の定義） <b>第一条</b> この省令において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 第一条～第十二条 [略] 第十三条 第三種保安物件 家屋（第一種保安物件又は第二種保安物件に属するものを除く。）、鉄道、軌道、汽船の常航路又はけい留所、石油タンク、ガスタンク、 <u>発電所</u> 、 <u>蓄電所</u> 、変電所及び工場 第十四条～第十七条 [略]	（用語の定義） <b>第一条</b> この省令において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 第一条～第十二条 [略] 第十三条 第三種保安物件 家屋（第一種保安物件又は第二種保安物件に属するものを除く。）、鉄道、軌道、汽船の常航路又はけい留所、石油タンク、ガスタンク、 <u>発電所</u> 、変電所及び工場 第十四条～第十七条 [略]
備考 表中の [ ] は注記である。	

○「蓄電所」の具体的な対象については、パブリックコメントの回答で次のように示されています。

「蓄電所」の対象は、電気事業法（昭和39年法律第170号）における「発電事業」の用に供する発電等用電気工作物のうちの蓄電用の電気工作物（電気事業法施行規則（平成7年通商産業省令第77号）における第47条の13において「蓄電所」と規定されるもの。）である。今回の改正は、今般電気事業法において「発電事業」に用いる蓄電用の電気工作物が整理・明確化されたことに伴い、火薬類取締法施行規則（昭和25年通商産業省令第88号）第1条第13号に規定する「発電所」に含むとしていた当該「蓄電所」についても、同号において並記することとしたもの。したがって、今回の改正によって蓄電所からの保安距離の確保が求められることになるものの、その対象は既に規定されている施設と同等の施設に限定されていることから、火薬類取締法令における第三種保安物件の解釈が変更されるものではありません。なお、車載バッテリー、各種コンデンサー類については、この「蓄電所」には含まれない。

○「発電事業に係る発電等用電気工作物の要件」は、電気事業法施行規則第3条の4において「特定発電等用電気工作物」であって「小売電気事業等用接続最大電力」の合計が一万キロワットを超えること」とされていますが、詳細規定がありますので、該当性の判断にあたっては条本文をご確認ください。また、発電事業に該当するかどうかの要件は、電気事業法第2条第1項第14号をご確認ください。

● **パブリックコメント（火薬類取締法施行規則の改正関係）**

「火薬類取締法施行規則等の一部を改正する省令」（第78条 試験申請に係る写真規定関係）について、パブリックコメントが4月6日～5月8日の間で実施されています。

詳細は弊協会ホームページ又はe-Gov（下記URL）をご覧ください。

なお、令和5年の知事試験（火薬類取扱保安責任者試験、丙種製造保安責任者試験）については、従前の規定により実施する予定です。

URL <https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=595123030&Mode=0>

● **景気は、一部に弱さがみられるものの、緩やかに持ち直している。**

－ 3月の月例経済報告 －

内閣府は22日、月例経済報告等に関する関係閣僚会議に「3月の月例経済報告」を提出し、承認された。

**（我が国経済の基調判断）**

景気は、一部に弱さがみられるものの、緩やかに持ち直している。

- ・個人消費は、緩やかに持ち直している。
- ・設備投資は、持ち直している。
- ・輸出は、弱含んでいる。
- ・生産は、このところ弱含んでいる。
- ・企業収益は、総じてみれば改善しているが、そのテンポは緩やかになっている。企業の業況判断は、持ち直しの動きがみられる。
- ・雇用情勢は、持ち直している。
- ・消費者物価は、上昇している。

先行きについては、ウィズコロナの下で、各種政策の効果もあって、景気が持ち直していくことが期待される。ただし、世界的な金融引締め等が続く中、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、供給面での制約、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。

**（政策の基本的態度）**

足下の物価高などの難局を乗り越え、日本経済を本格的な経済回復、そして新たな経済成長の軌道に乗せて行くべく、「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」及びそれを具体化する令和4年度第2次補正予算について進捗管理を徹底し、執行を更に加速するとともに、「物価・賃金・生活総合対策本部」で3月22日に取りまとめたエネルギー・食料品等に関する追加策を早急に実行する。また、令和5年度予算及び関連法案の早期成立に努める。

今後とも、大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略を一体的に進める経済財政運営の枠組みを堅持し、民需主導の自律的な成長とデフレからの脱却に向け、経済状況等を注視し、躊躇なく機動的なマクロ経済運営を行っていく。

日本銀行には、経済・物価・金融情勢を踏まえつつ、2%の物価安定目標を持続的・安定的に実現することを期待する。